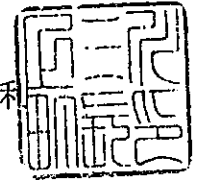


公 示 送 達 書

上税第100号
令和8年6月12日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

有限会社 晃成電機工業

送達する書類

令和8年度

(1通)

軽自動車税 納税通知書兼領収書

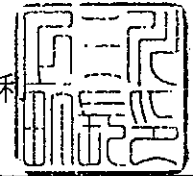
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第100号
令和8年6月12日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

上野 俊行

送達する書類

令和8年度

(1通)

軽自動車税 納税通知書兼領収書

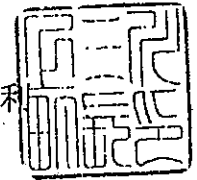
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第100号
令和8年6月12日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

黒澤 雅貴

送達する書類

令和8年度

(1通)

軽自動車税 納税通知書兼領収書

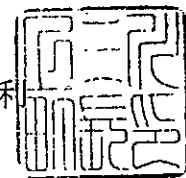
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第100号
令和8年6月12日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

齋藤 巨來

送達する書類

令和8年度

(1通)

軽自動車税 納税通知書兼領収書

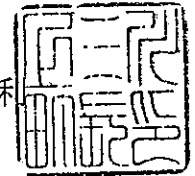
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第100号
令和8年6月12日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

坂寄 政秀

送達する書類

令和8年度

軽自動車税 納税通知書兼領収書

(1通)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

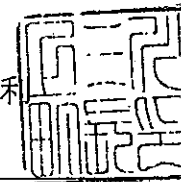


公 示 送 達 書

上税第100号
令和8年6月12日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

寺島 美穂

送達する書類

令和8年度

(1通)

軽自動車税 納税通知書兼領収書

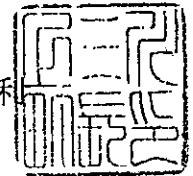
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第100号
令和8年6月12日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

中西 勇介

送達する書類

令和8年度

(1通)

軽自動車税 納税通知書兼領収書

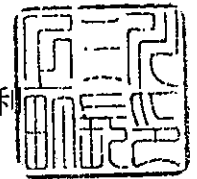
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第100号
令和8年6月12日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

前澤 徹

送達する書類

令和8年度

(1通)

軽自動車税 納税通知書兼領収書

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

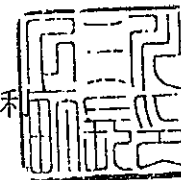


公 示 送 達 書

上税第100号
令和8年6月12日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

水野 克彦

送達する書類

令和8年度

(1通)

軽自動車税 納税通知書兼領収書

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。